県民の皆様へ

- 平成26年12月12日(金)に岐阜県可児市で回収された死亡野鳥(オシドリ、 1羽)から、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました。
- 環境省により、回収地から半径10km以内の範囲が野鳥監視重点区域に指定されていますが、愛知県内の区域について、県では野鳥に異常がないかどうか監視を行っています。
- 野鳥はさまざまな理由で死亡します。死亡野鳥を発見しても、すぐに鳥インフルエンザを疑う必要はありませんが、多数死亡しているなど、不審な死亡野鳥を発見した場合はお近くの東三河総局又は県民事務所の環境保全課にご連絡ください。
- 鳥インフルエンザのウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等、特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。
- ただし、野鳥は鳥インフルエンザ以外にも病気や菌を持っている可能性があります ので、鳥の死骸、排泄物、羽等にはむやみに触れないようにし、触れた場合には、手 洗いとうがいをするようにしてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。 正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いします。